いわき市復興推進計画

平成25年1月23日福島県いわき市

 計画の区域 いわき市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。当市においても沿岸部の集落が大津波によって壊滅的な被害を受けたほか、同年4月11日には当市内を震源にマグニチュード7.0の余震が発生するなど、当市内の全域において、住宅や、水道をはじめとする社会インフラ等に多大な被害が及ぶところとなった。

また、沿岸部においては、大津波によって魚市場や水産加工場などの多くが流出・損壊 し、その被害額は約71億円にのぼり、生産活動の基盤が大きな打撃を受けたほか、原発 事故による風評被害等が発生したことにより、水産関連産業が深刻な影響を受けている状 況にある。

このような中で、当市経済の一刻も早い復興を図るため、当市の中核的産業を担う立 地企業の製造設備の増強に向けた投資を支援することを通じて、立地企業の競争力強化 を促進し、雇用機会の創出を図るとともに、市民生活の安定と地域経済の活性化を図る ことを当該計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、雇用機会の創出及び市民生活の安定並びに 地域経済の活性化を促進するため、当市製造業における従業者数の約10%を占める中 核的産業である食料品製造業について、立地企業の超低温冷凍庫の投資等を支援し、立 地企業の体力強化を図り、雇用機会の創出を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容 及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当市に立地する山菱水産株式会社(以下「対象事業者」という。)が、小名浜において、超低温冷凍庫の増設等を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの 説明

食料品製造業は、当市の製造業における従業者数の約10%を占める中核的な産業である。その中でも、今回の超低温冷凍庫の増設は当市における食料品製造業の製造品出荷額の約21%を占める中核的な企業が実施するものであり、当市の食料品製造業における平均投資額を大きく上回ることから、当市の食料品製造業に果たす役割として中核的なものである。

したがって、食料品製造業の核となる立地企業が行う超低温冷凍庫の増設等による 雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「立地企業の競争力強化を促進し、雇用 機会の創出を図るとともに、市民生活の安定と地域経済の活性化を図る」ことを達成 するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核的 なものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業 施行規則第2条第6号
- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名 株式会社三菱東京UFJ銀行
- ⑤ 特別の措置

当事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

超低温冷凍庫の増設等を行う対象事業者は当市の食料品製造業における代表的な企業の一つであり、その売上高は当市に事業所を有する食料品製造業の事業者の中でもトップクラスとなっている。このため、当該計画の実施により、水産加工品の冷凍貯蔵量が増加することとなり、関連する産業の活性化が図られることを通じ、地域産業の核としての重要性が増すことが期待され、事業用施設等の整備により雇用が創出される。

これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、いわき市、福島県、株式会社三菱東京UFJ銀行、対象事業者を構成員とするいわき市産業復興・雇用創出協議会(地域協議会)において、法第4条第6項に基づく協議並びに法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。